

県南広域振興局長告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成28年9月27日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1） 路線名 397号
 - （2） 供用開始の区間 奥州市江刺区田原字分限城29番3地先から字沢田前191番10地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成28年10月3日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成28年9月27日から同年10月27日まで
-
- 2（1） 路線名 456号
 - （2） 供用開始の区間 奥州市江刺区田原字分限城29番2地先から41番3地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成28年10月3日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成28年9月27日から同年10月27日まで